

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「特別な取扱い」について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆さまに対しまして、下記のとおり特別な取扱いを実施いたします。

また、皆さまからのお問い合わせにつきましては、通常のお問い合わせ番号に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴い専用の窓口を設置いたしましたので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染拡大に伴うお客さま専用ダイヤル＞  
コールセンター 0120-65-2269 ※通話料無料

主な特別な取扱いは以下のとおりです。詳しくは専用フリーダイヤルにお問い合わせください。

手続き内容	「特別な取扱い」の内容
ご契約を失効させない お取扱い	<p>お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を当初の6ヶ月からさらに3ヶ月延長し、最長9ヶ月延長する取扱いを実施しております。(2020年12月末まで)</p> <p>なお、2021年1月1日以降、ご契約の継続をご希望される場合、2020年12月31日までにこの間の保険料をお払い込みいただく必要がございますが、お申し出により2021年1月から10月31日までの10ヶ月間に、猶予している保険料を分割でお払い込みいただける取扱いを実施いたします。(分割払実施のご案内につきましては、改めて対象のご契約者にご案内いたします。)</p> <p>更新日が到来する契約で、更新のお手続きが期限内にできなかった場合、お申し出によりお手続き期限を最長6ヶ月延長する取扱いを実施しております。(9月末まで)</p>
保険金・給付金の お支払	<p>(1) 災害死亡保険金等のお取扱いについて</p> <p>新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態等に該当した場合、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等のお支払の対象とします。</p> <p>また、特別条件(保険金・給付金削減支払法および特定部位・特定疾病不担保法)の適用がある契約について、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態等に該当した場合には、保険金削減や給付金不支払等を行いません。</p> <p>本取扱変更はこれまでに新型コロナウイルス感染症により死亡・高度障害状態等の支払事由に該当されていた場合においても、遡って適用いたします。</p>

(2) 臨時施設や自宅療養の入院給付金のお取扱いについて  
 次の場合についても、医師の証明書等に基づきお支払対象とします。

①入院が必要であるにもかかわらず、病院事情により早期(強制)退院をし、臨時施設(病院と同等とみなせる施設)または自宅で療養し、医師の治療を受けた場合  
 ②入院が必要であるにもかかわらず、病院事情により入院出来ず、臨時施設(病院と同等とみなせる施設)または自宅で療養し、医師の治療を受けた場合

※なお、検査結果が陰性と判定された場合であっても医師の指示で入院している場合にはお支払対象とします。

(3)オンライン診療および電話診療のお取扱いについて  
 自宅等で医師によるオンライン診療および電話診療を受けられた場合は、新型コロナウイルス感染症に限らず、通院給付金のお支払対象としています。

(4)必要書類の一部省略について  
 ご請求に必要な書類の一部を省略するお取扱いを行っております。弊社にご請求をお申し出の際に、必要書類をお問い合わせください。

**契約者貸付**

ご契約者から受付期間中に新規の契約者貸付を申し込まれた場合、契約者貸付の利率を一定期間、0%とします。

受付期間 ※1	2020年3月19日から2020年9月30日まで
利率0%適用期間 ※2	新規貸付日から2020年12月31日まで

なお、以下の保険種類については今回のお取扱いの対象外です。

- ・変額保険
- ・変額年金保険(最低年金原資保証型)
- ・変額保険(有期型)(終身型)
- ・無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)
- ・無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)

※1 お申し込み状況等に応じて、受付期間を短縮することがあります。  
 ※2 貸付利息免除にともなう差額の調整は所定の計算方法により適用期間終了後に行います。